

- － 例えば、E Cの基準をいつの時点で適用するかを決定するために、都市廃棄物処理に関する適正な基準について議論する必要がある。
- － 意志決定段階で必要な可能性分析調査による事業実施及び事業評価、および調達段階での競争入札の実施及び建設中の施工監理等が適切に行われていない。
- － 公的補助金制度の名残りで、利用者の財政負担分が少なく、そのため市民によるサービスの監視と管理が不足している。

b. ポズナニ市のための結論

- － ポズナニ市における都市廃棄物処理サービスは、一般的に満足できる状態で維持されている。
- － ポズナニ市の廃棄物処理に関する制度システムは、再構築され強化されている。さらに、サニテック社は技術力と財源を保有するドイツの私企業とのJ Vで強化されている。  
それでも、民間投資家が過半数の株式を所有しているため、さらに改善し、市によるその管理を強化する必要がある。
- － 現在、契約企業が行っているごみ処理サービス料金の徴収方法は不十分で、市民に対し不公平なサービスを提供している傾向がある。
- － 新たに発効した都市廃棄物に関する条例には、収集サービスの最良化と競争入札を妨げる欠陥がある。その上、所管部署が相当程度努力しなければ、市内の清掃状況には大きなバラつきがでるであろう。
- － 不法投棄を防止するためには建設廃材の処分を管理する認可制度が必要である。

## 6. 2 勧告

### 1) 技術システム

#### a. 基礎データの整備と活用

- － 本調査により、ごみの流れとごみ質についての基礎となるデータが得られたが、焼却施設の詳細設計のためには、十分とは言えない。従って、焼却施設の設計・建設・操業に向けて定期的にごみ量・ごみ質の調査を

実施し、本レポートに示された基礎データの見直しを行うことを提案する。

- 収集・処分量については、現在の容積による管理から重量によるものに変える必要がある。特に最終処分量の継続的な観測による季節の変動の把握は、焼却施設の能力の計画に不可欠である。全処分量の通年観測を行い正確なごみの流れの解明を行う必要がある。

#### b. 収集

- 高い焼却効率を得るために、可燃・不燃の分別収集の導入が必要である。
- 粗大ごみは住民がリサイクリング・センターへ運び排出することになるが、これを行えない住民のために粗大ごみ収集サービスを導入すべきである。
- 分別収集の導入に際しては、パイロット地区を選定し、試験的に導入し、その結果を踏まえて、全地区への導入計画を策定する必要がある。
- 収集用機材については、現在のシステムを継承するものとするが、ごみ箱の所有に関しては、Public Container (1.1m<sup>3</sup>以上)は、収集業者に帰属し、Dustbin(110 l)については個人の所有とする必要がある。
- 収集効率を向上させる為に、Dustbin と Small Public Container (1.1m<sup>3</sup>)については、街路収集(Curb Collection)に改める必要がある。

#### c. リサイクリング

- リサイクリング・センター(PRC)の建設は早急に実施する必要がある。その目的が不法投棄の防止にあるため、利潤を追求する民間企業が直接管理するのは得策ではない。都市廃棄物局が定められた予算の下で、民間会社にその運営を委託すべきである。
- リサイクリングについては、特別な施設を建設する必要性はみられない。しかし市当局及び中央政府は、有価物の市場価格の低下により、リサイクル活動が停滞することのないようにリサイクル活動を促進させるとともに収集、処分の経費を節約するために必要に応じて動機づけあるいは補助金を提供すべきである。

#### d. 焼却施設

- 廃棄物の減容化、住民の高い環境保全意識と地域の熱需要に応える為に焼却施設の第1期分（能力10 ton/時）の建設が望まれる。
- 焼却施設の建設にあたり、その資金手当については、国際融資機関に求める事を提案する。
- 資金負担の軽減と円滑な運営をはかるために、2010年の全量焼却の達成は段階的に進める必要がある。
- 第1期分（10 ton/時）の建設は1998年に開始される計画としたが、国家・地域経済の情勢と市財政能力の状況がそのような大規模な投資に耐えられない場合には、計画の改定が必要となる。
- 建設前には環境影響評価を実施しなければならない。

#### e. 最終処分

- 現在ポズナニ市域内に処分場がないため、ECの環境基準に適合したフラノボ衛生埋立処分場の早期建設が望まれる。
- スヘラからフラノボへの処分場移転に対して、周辺住民の反対が予測される。住民の説得に際しては、処分場の環境に対するインパクトについて予測データを用いて説明する必要があるが、水質・大気等の環境項目については、新処分場における定期的なモニタリング計画を策定する事が望まれる。
- 建設の前には環境影響評価を実施しなければならない。

### 2) 制度の改革

制度を改革するために、次の勧告を提起する。

#### a. 一般的勧告

- 地方自治体が適正な都市廃棄物処理を実施するために最良の条件を与えるために、国の関係機関は以下のことを実現すべきである。
  - ・ 国家都市廃棄物処理基本方針-適用基準も含めた一定（最低基準の）サービスを実現する目標年の決定。基本方針を決定した後は、新た

な要請が出てくるまで少なくとも4～6年は継続し、経験の蓄積を行う。

- ・ 強制的なごみ処理サービスを自治体が実施する上で必要な行政権の付与を含む法令。各自治体はその行政権によりごみ処理事業に係わる民間企業を規制することができる。
  - ・ 不可欠な廃棄物処理・処分関連施設の設置を容易にするため、強制的に用地の収用を行える法令。
  - ・ 一般的な入札に関する法令の準備も含めた、競争入札を実施する手段。
  - ・ 地方税や実現性のある事業への貸し付け金の増額によって、都市廃棄物処理の財政を確立する上で必要な手段。
- 
- － 廃棄物関連事業に免許が与えらるる県の新しい組織の確立。この新しい機関は、廃棄物処理活動と環境基準に適合しているかどうかを管理する。これら管理は、営業免許を4年ごとに更新する際に、特に厳しく行われる。環境基準への不適合、違反があれば免許の没収と営業停止が命じられる。
  - － 建設中の施工監理を改善する上で必要な緊急の課題に応えるためには、県行政は、事業実施の施工監理をより厳しく行って、事前に届け出ている環境保全対策が、実際に行われるようにする。
  - － 住民意識を高めるために、住民教育のプログラムを組む。住民に行き渡らせる方法としては、学校及びマスコミが最も有効である。

## b. ポズナニ市のための勧告

### i. 都市廃棄物処理局の新設

市行政によって諸業務を監督し、市民に対して平等でより良いサービスを提供するためには、都市廃棄物に関する責任と任務遂行をより明確に分離すべきである。

さらに、強制的な市行政サービスに関しては責任の所在と任務遂行を明確に分離することによって、サービスレベルの決定や苦情処理の方法そしてこれが最要素であるが、料金の決定・徴収等の情報を市民に知らせることが出来る。

## ii. 実施主体

強制的な都市廃棄物処理サービス業務及び諸施設の運転業務等の実施は、民間企業に入札させるか、市営会社に委託する。

新たに設立されたレスマン・ポズナニ廃棄物処理株式会社にはポズナニ市が参加しているものの、市には絶対的管理権限が不足している。従って、ポズナニ市はこの会社の活動に対して行政権限によって管理・監督すべきである。しかしながら、現在は十分な行政権限を有しないため、一部の入札制度適用地域の料金を基準として契約金額を設定するという方法を取るならば、当会社と直接契約を行うことも可能である。

ごみ処理サービスの実施について以下の勧告を行う。

### ・ごみ収集サービス

- 入札方式地区の選定（ごみ総量の最低25%）
- その他は、レスマン・ポズナニ廃棄物処理（株）に任せる。ただし、入札地区の契約価格を同社の契約時に使用する。

### ・焼却場、衛生埋立

- 建設・運営について、市が完全にコントロールできる新会社の設立。施設の建設は競争入札による。

### ・道路清掃及び公共広場清掃

- 所轄機関が直接入札を実施する。

### iii. 料金の決定と徴集

- ごみ処理料金は、排出量（重量）に応じた料金体系とすることが望まれる。しかし、各排出源の重量を測定し、料金を算出することは、困難である。そこで当面は収集料金（人頭制：ZL/person/month）と収入に応じたごみ処理税（処理・処分料金）の2本立てとすることを提案する。
- 上記料金システムを法制化し、料金徴収を市の権限で実施して行くために必要な法改正を、ポズナニ市は、他の自治体と共同して中央政府に働きかける必要がある。

JICA